

令和 6年 9月 2日

一関信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

平素は一関信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでいる「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記のとおり取組を行うことといたしましたのでお知らせします。

記

1. 当座預金の新規口座開設の受付停止

当座預金（専用約束手形口（マル専）も含みます。）の新規口座開設の受付を停止します。実施日以降は、決済用普通預金等をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは、引き続きご利用いただけます。

2. 令和9年4月以降を期日または振出日とする手形・小切手の代金取立ての受付停止

該当する手形または小切手をお持ちのお客さまにつきましては、お取引店までご相談いただきますようお願いいたします。

3. 払戻請求書による当座預金出金の取扱いの開始

当金庫所定の払戻請求書による払戻しの取扱いを開始いたします。ただし、小切手と同様に口座開設店でのお取引に限ります。

なお、小切手での払戻しにつきましても引き続きご利用いただけます。また、本取扱いの開始に伴い、別紙のとおり、当座勘定規定（一般用）を改定いたします。

4. 実施日および改定日

令和6年10月1日（火）

以上

＜本件に係るお問合せ先＞
一関信用金庫 事務部事務管理課
電話 0191-23-6111（代表）
※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。

当座勘定規定（一般用）

| 改定後 | 改定前 |
|--|--|
| <p>第8条 手形、小切手の支払<u>等</u></p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>4. 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合は、取引を行うことができません。</u></p> | <p>第8条 手形、小切手の支払</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(新設)</p> |
| <p>第18条 印鑑照合等</p> <p>1. 手形、小切手、<u>払戻請求書または</u>諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または記名判）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>2. ～3. (略)</p> | <p>第18条 印鑑照合等</p> <p>1. 手形、小切手<u>もしくは</u>諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または記名判）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>2. ～3. (略)</p> |